

規制対象事項チェックリスト

119 油炊きボイラー

1. 油炊きボイラーのボイラー室には、燃焼に必要な空気が十分得られるよう、適切な措置を講じている。
2. 油炊きボイラーの場合ボイラー室内の換気を行うための排気口は、ボイラー室の上部に設けている。なお、動力により排気を行う場合は、室内が負担にならないような措置を講じている。
3. 油炊きボイラーのボイラー室の吸排気装置には、必要に応じて、それが故障した場合に主バーナの燃焼を停止させることのできる措置を講じている。
4. 油炊きボイラーの燃焼用空気の風道は、空気の流れを確保するため、その損壊、地下水の進入等が生じない構造のものとしている。
5. 油炊きボイラーの燃焼室、煙室、煙道、煙突等の燃焼ガスまたは排ガスの通路は、ガスの漏出、地下水の進入等を防止するため、必要に応じて、気密の構造のものとしている。
6. 油炊きボイラーの煙道および煙突等の排ガス通路は、必要に応じて、耐食構造のものとしている。
7. 油炊きボイラーの煙道および煙突は、未燃ガスの停滞しやすい部分がないようにしている。
8. 油炊きボイラーの煙道および煙突には、排ガスを分析するため、その直線部分にガス採取穴を設けている。
9. 油炊きボイラーの煙道および煙突には、適所に掃除口を設けている。
10. 油炊きボイラーの煙道および煙突は、雨水の浸入、雪の堆積等により、燃焼が悪影響を受けることのないものとしている。
11. 油炊きボイラーの煙突の排出口は、必要に応じて、風により燃焼が悪影響を受けることのない高さ、位置または形状のものとしている。
12. 油炊きボイラーで 2 以上のボイラーまたはボイラーと他の燃焼炉等に共用されている煙道および煙突は、それぞれの燃焼に悪影響を及ぼすことのないよう、排ガス通路の大きさ、合流箇所形状等を適切なものとしている。
13. 油炊きボイラーには、主バーナの火炎を監視できるのぞき穴等を設け、かつ、必要に応じて、点火装置の作動を監視できるのぞき穴等を設けている。
14. 油炊きボイラーののぞき穴等には、必要に応じて、保護ガラス等を取り付けている。

15. 油炊きボイラーの見やすい箇所に イ 燃烧装置の型式 ロ 燃料油の種類 ハ 最大燃烧量 ニ その他必要な事項を表示している。
16. 油炊きボイラーの配管には、誤操作等を防止するため、その内部を通る物質の種類を示す色分けおよび流れの方向を示す表示をしている。
17. 油炊きボイラーの異種の燃料油または燃料油に添加剤等を混入する装置は、混合比が変化し、または混合した燃料油が燃烧に悪影響を与えるような分離若しくはスラッジの発生を起こすことのないものとしている。
18. 油炊きボイラーの異種の燃料に切り換え、またはそれらを併用して燃烧させる燃烧設備は、それぞれの燃料を使用する場合についてのこの指針の示すところによるものとし、かつ、燃烧量、空燃比、安全性等に異常をきたすことのないものとしている。
19. 油炊きボイラーを監視する場所には、燃烧設備に異常が生じた場合に点燈する表示燈および警音を発する警報装置を設けている。
20. 油炊きボイラーの貯蔵タンクの燃料油があふれ、または少なくなり過ぎることのないように注意をしている。
21. 油炊きボイラーの貯蔵タンクの底部の水、スラッジ等の異物の有無を随時点検し、これらがたまっている場合は抜き取っている。
22. 油炊きボイラーの貯蔵タンクの燃料油を加熱する場合は、必要以上の温度とならないようにしている。
23. 油炊きボイラーの貯蔵タンクの本体およびこれを附属する油面計、警報装置、加熱装置、通気管、弁等並びに貯蔵タンクの基礎を定期的に点検している。
24. 油炊きボイラーのボイラーを起動し、または停止する際には、油配管系の手動止め弁の開閉状態を確認している。
25. 油炊きボイラーの油配管系の内部にたまった空気等を随時空気抜きから排出している。
26. 油炊きボイラーの油加熱器の油弁を開かずにその熱媒体の供給を開始し、または、その熱媒体の供給を停止せずに油加熱器の油弁を閉じていない。
27. 油炊きボイラーの油加熱器の出口における燃料油の温度が必要以上に高くないよう調節している。
28. 油炊きボイラーの燃料油が漏れた場合は、直ちにこれをめぐいとり、漏れの生じた部分を補修している。
29. 油炊きボイラーの補修等のため、油配管系の一部の燃料油を抜き取る場合は、それを容器に受け、かつ、火気に十分注意している。
30. 油炊きボイラーの弁、フランジおよび油配管は、定期的に漏れの有無を点検している。
31. 油炊きボイラーの油配管系の機器類は、定期的に点検し、かつ、掃除している。
32. 油炊きボイラーの起動前に、必要に応じて、燃烧室内を点検し、油その他の異物がある場合は除去している。
33. 油炊きボイラーの点火の前に、主バーナの装置および油圧、油温等が適正であること

を確認している。

34. 油炊きボイラーの場合点火の前に、通風装置により、ボイラー内の燃焼ガス側空間を十分な空気量でプレパージしている。
35. 油炊きボイラーで排ガス通路にダンパーを有するものにあつては、プレパージのため十分なダンパー開度を維持している。
36. 油炊きボイラーの場合、点火の前に、燃焼装置が着火のため適正な燃焼量となる状態に設定されていることを確認している。
37. 油炊きボイラーで点火棒を使用して点火する場合は、逆火に注意し、火種を主バーナの先端部に十分接近させた後でなければ油弁を開いていない。
38. 油炊きボイラーで同一燃焼室に 2 以上の主バーナが設けられている場合は、下段または炉心側にある主バーナから点火している。また、使用しない主バーナの噴射口等が加熱されないようにしている。
39. 油炊きボイラーで燃焼量を増減できる燃焼装置は、空気不足の燃焼にならないようにしている。2 以上の主バーナを使用する場合において、主バーナの使用数を増減するときも同様に行っている。
40. 油炊きボイラーの燃焼量を急激に増減することは、原則としてしていない。
41. 油炊きボイラーで噴霧用媒体を使用する燃焼装置にあつては、噴霧用媒体が正常に供給されるようにしている。
42. 油炊きボイラーで噴霧用媒体を使用する燃焼装置にあつては、噴霧用媒体の種類を変更する場合に、燃焼に支障をきたさないようにしている。
43. 油炊きボイラーで主バーナへ点火する場合において、1 回で着火しないときは、直ちに燃料油を遮断し、その原因を調査して必要な措置を講じた後でなければ再点火しない。
44. 油炊きボイラーで異常消火した場合は、ボイラーの運転を止め、その原因を調査して必要な措置を講じたあとでなければ再点火しない。
45. 油炊きボイラーで逆火や不安定燃焼が生ずる場合は、その原因を調査し、必要な措置を講じている。
46. 油炊きボイラーの稼働中停電した場合は、必要に応じて、電源の元スイッチを切り、かつ、燃料油の元弁を閉じている。
47. 油炊きボイラーを消火する場合は、燃料油の供給を止めた後、通風を止めている。
48. 油炊きボイラーの燃料油の供給を止めた後、手動止め弁を確実に閉じる等により、燃料油が燃焼室に漏れないようにしている。
49. 油炊きボイラーの主バーナの噴射口は、燃料油の霧化が不良にならないよう、定期的に点検し、かつ、分解掃除をしている。
50. 油炊きボイラーの弁、フランジおよび油配管は、定期的に漏れの有無を点検している。
51. 油炊きボイラーで燃焼量を自動制御するボイラーにあつては、定期的にその自動制御の機構を点検している。

52. 油炊きボイラーの点火装置は、初めて使用するとき、変更したとき等に確実に点火できることを確認している。
53. 油炊きボイラーで点火炎を検出することができる点火装置は、初めて使用するとき、変更したとき等に、必要に応じて、点火炎を検出することができなくなるまで点火炎を小さくした場合でも、主バーナに確実に点火できることを確認している。
54. 油炊きボイラーの主バーナへの点火の前に、必要に応じて、点火燃料の供給および点火装置の燃焼が正常であることを確認している。
55. 油炊きボイラーの点火バーナ、点火電極および絶縁がいしは、定期的に点検し、かつ、掃除している。
56. 油炊きボイラーの燃焼安全装置は、ボイラーの運転を行うときは、その機能を失わせていない。また、燃焼安全装置が故障した場合は、これを補修するまでボイラーを運転していない。
57. 油炊きボイラーの燃焼安全装置の接点、絶縁物等は、定期的に点検し、かつ、掃除している。
58. 油炊きボイラーの火炎検出器で、火災からの光線を受光することによって火災の有無を検出するものは、定期的に採光ガラスで掃除し、かつ、検出機能を点検している。
59. 油炊きボイラーの火災検出器で、直接火炎に接して火災の有無を検出するものは、定期的に検出部の汚損、焼損等の有無および検出機能を点検している。
60. 油炊きボイラーの主安全制御器は、定期的にその機能を点検している。
61. 油炊きボイラーの燃料遮断弁等の燃料油を遮断する機構は、定期的にその機能並びに漏れおよび異物の有無を点検し、かつ掃除している。
62. 油炊きボイラーの蒸気圧力制御器は、安全弁の調整圧力より低い圧力が作動するように調節し、かつ、定期的に点検している。
63. 油炊きボイラーの温水温度制限器は、設定温度で作動するように調節し、かつ定期的に点検している。
64. 油炊きボイラーは常に燃焼室内の燃焼状態を監視し、適切な空燃比を維持している。
65. 油炊きボイラーの燃焼用空気の入入口およびボイラー室の換気を行うための吸排気口の周辺には、空気の流れを阻害するものをおいていない。
66. 油炊きボイラーの燃焼室および煙道の内部を点検しまたは掃除をするときは、イ十分に換気している。 ロボイラーの電源を切っている。 ハ有害物質その他に対する防護措置に気をつけている。
67. 油炊きボイラーの点検および保守のための実施基準を作成している。
68. 油炊きボイラーの定期点検を行った場合は、その結果を記録している。